

山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領を次のように定める。

令和8年3月31日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市第2子以降保育料無償化助成事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認可外保育施設（次条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に子どもを常時通園させている保護者のうち第2子以降の子どもがいるものに対し、当該施設が定める保育料の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 算定対象子ども 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設であって、同項の規定による届出をした施設（一時的な預かりを主たる目的とするものを除く。）

(助成の対象者)

第3条 助成の対象とする者は、次の各号のいずれにも該当する保護者とする。

- (1) 3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもを認可外保育施設に常時通園させていること。
- (2) 保護者の属する世帯に前条第1項に規定する算定対象子どもが2人以上いる場合において、当該算定対象子どものうち最年長の者から順に2番目以降に当たる子どもが前号に規定する子どもであること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、認可外保育施設が定める保育料（その額に100円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額）とし、子ども1人につき月額42,000円を限度とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする保護者は、認可外保育施設への入所を申請する時に助成金の交付の申請をするものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 助成金は、当該月の前月末日までに前条の規定による交付の決定を受けた保護者に対し、当該月分を交付するものとする。

2 助成金の支払いは、前項に規定する保護者（以下「助成決定者」という。）の請求に基づき行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、助成金の交付に係る子どもが認可外保育施設から保育の提供を受けた場合において、当該認可外保育施設が助成金の受領について助成決定者の委任を受けたときは、市長は、助成決定者が当該認可外保育施設に支払うべき当該保育の提供に要した費用について、助成金として当該助成決定者に交付すべき額の限度において、当該認可外保育施設に支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、当該助成決定者に対して助成金の交付があったものとみなす。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、虚偽又は不正の手段によって助成金の交付の決定を受けた保護者があると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際現に認可外保育施設に子どもを入所させている保護者が助成金の交付を受けようとするときは、第5条の規定にかかわらず、助成金の交付の申請をすることができるものとする。